

インフルエンザ・ノロウイルス対策について

岩手県実行委員会

1 趣旨

大流行が懸念される「インフルエンザ」「ノロウイルス」の予防と集団感染の防止を目的とする基本的な指針とする。

なお、インフルエンザ等への対応は、平成21年10月7日付け「平21日中体第273号」による『新型インフルエンザに関わる諸課題への対応について』に基づいて対応をお願いします。

2 インフルエンザ予防（感染防止）の対策

(1) 感染の実際

【飛沫感染】咳やくしゃみなどに含まれるウィルスを鼻や口から吸い込んで感染する。

※咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約2m飛びます。

【接触感染】ウィルスが付着したもの（ドアなど）を触った手で、口や目などの粘膜に触れることで感染する。

(2) 予防（感染防止）のために

①咳エチケットを心がける

- 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。
- マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけて1～2m離れる。
- 使用したティッシュは、すぐにゴミ箱に捨て、手を丁寧に洗う。
- 周囲にマスクをせずに咳をしている人がいたらマスクの着用をお願いします。

②マスク着用の徹底

- ・不織布マスク1日1枚以上の使い捨てが理想。マスク表面には触れない。

③頻繁な手洗い

- ・石けんやハンドソープを使って15秒以上行い、ペーパータオルなどで水を十分拭き取る。
- ・状況によってはアルコール手指消毒剤の使用や、流水での手洗いも可。

④うがいの励行

- ・外出後は手洗いと共に必ずうがいをする。

⑤健康管理・健康観察

- ・監督・引率者の責任において**様式1「健康観察記録」**により参加選手等の健康観察を行い記録し、健康管理に努める。

※ 各宿舎及び式典会場入り口等に手指消毒薬を設置する。その他予防対策は、各選手団の責任において徹底すること。

(3) インフルエンザの感染

①潜伏期間は1～7日間

②症状（ウィルスによって変わる可能性有り、最新の情報に注意して下さい。）

- ・急な発熱（38～40度）
- ・咳や鼻水、全身のだるさ、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢など
- ・有症状期間は3～7日間程度

③症状が出たときの行動

- ・直接医療機関と連絡を取り、指示に従って受診する。
- ・インフルエンザに関する相談は、次の「相談窓口」でも受け付けています。

岩手県県央保健所 019-629-6573

岩手県庁保健衛生課 019-629-5466

八幡平市保健課 0195-76-2111（内線1151）

3 ノロウイルス予防（感染防止）の対策

(1) 感染の実態

- ノロウイルスが蓄積した、カキなどの二枚貝を十分に火を通さずに食すと感染する。
- 感染者の便や嘔吐物に含まれるノロウイルスが口に入り込み感染する。ノロウイルスは乾燥することで空気中に舞い上がり直接口に入ることもある。
また、調理器具などを介してノロウイルスが付着した食品を食べることで感染する。

(2) 予防（感染防止）のために

①頻繁な手洗い

- ・特にトイレの後や食事の前。石けんやハンドソープを使い十分泡立てて手を洗う。
- ・手洗いタオルの使い回しは厳禁。個人用の準備を。
- ・感染者が出た場合など、蛇口が汚れている場合もある。手洗い時に蛇口を洗うか、手洗後はペーパータオルを使うなど直接触れない工夫をする。

②調理での対策

- ・二枚貝は十分な加熱をする。
- ・調理器具の十分な殺菌、使い回しをしない。
- ・調理者の体調管理、手袋の使用、手洗いの徹底。

③嘔吐物や排せつ物の処理

- ・処理する際は、マスク、ビニル手袋、エプロンを着用する。また、十分な換気を。
- ・乾燥する前に、使い捨ての布やペーパータオルで外側から内側に拭き取る。拭き取ったものはビニールの袋に入れて捨てる。
- ・0.1%次亜塩素酸ナトリウム（薄めた洗濯用漂白剤など）で消毒する。

④掃除の徹底

十分な拭き掃除。状況によっては定期的な消毒を。

※ 手洗いの励行等の予防対策は、各選手団の責任において行うこと。

(3) ノロウイルスの感染

①潜伏期間は1～2日間

②症状

- ・嘔吐と下痢が主な症状。人により発熱や腹痛を伴うこともある。
- ・感染しても全員発病するわけではなく、軽いかぜ症状ですむ人もいる。

③症状が出たときの行動

- ・直接医療機関と連絡を取り受診し、その指示で回復を待つ。
- ・感染拡大を防止するため、「症状がある人は最後に浴槽に入るかシャワーのみにする。」「消毒後、他のものと分けて最後に洗濯をする。」など入浴、洗濯、掃除に十分な対策を取る。

4 報告

- 都道府県の監督・引率者は、インフルエンザ・ノロウイルス感染の有無に限らず、医療機関受診後、**様式2「受診報告書」**に必要事項を記入し、大会実施本部へ報告する。

5 感染（感染の恐れを含む）が確認された場合

- 都道府県の監督・引率者は、**様式3「罹患届出書」**に必要事項を記入し、大会実施本部へ報告する。
- 感染者（感染の恐れのある者を含む）の措置（出場の有無、療養、帰宅等）については、関係機関の指導を受け、当該校の責任のもと判断し、速やかに大会実施本部へ報告すること。
なお、実行委員会が必要と認めた場合、関係諸機関との連携の上、三者（選手団、実行委員会、日本中体連）又は組織委員会において、以後の大会運営等について協議、決定する。